

楽天ブラックカード海外旅行傷害保険ガイド

【補償される場合】

海外旅行を目的にご自宅(日本国内)を出発されたときから、ご自宅にお戻りになるまでの間で、かつ日本出国の前日から入国の翌日までの最長90日間補償されます。

【被保険者の範囲】

楽天ブラックカード本会員様及びその配偶者様、生計を共にする親族の方

【補償内容】

	保険金額		保険金をお支払する場合	お支払する保険金
	本会員様	ご家族		
死亡保険金	1億円	1,000万円	海外旅行中の事故による傷害が原因で事故の日から180日以内に死亡された場合。	死亡保険金を被保険者の法定相続人にお支払いします。
後遺障害保険金	1億円	1,000万円	海外旅行中の事故による傷害のため事故の日から180日以内に身体の一部を失ったり、またはその機能に重大な障害が残った場合。	後遺障害の程度に応じて、後遺障害保険金の3%~100%をお支払いします。 (注)死亡保険金と後遺障害保険金は重複してお支払いしますが、支払保険金の総額は死亡保険金額をもって限度とします。
傷害治療保険金	300万円	100万円	海外旅行中の事故による傷害のため医師の治療を受けられた場合。	1回の事故・病気につき、事故の日(疾病の場合は医師の治療を開始した日)から180日間に要した次の費用のうち現実に支出し、かつ三井住友海上火災保険株式会社が妥当と認めた金額を傷害・疾病治療費用保険金限度額の範囲内でお支払いします。
疾病治療保険金	300万円	100万円	①海外旅行中または旅行終了後48時間以内に発病し、かつ医師の治療を開始された場合。ただし旅行終了後に発病された場合は旅行中に原因が発生したものに限り、 ②海外旅行中に感染した以下の特定の伝染病(コレラ、ペスト、天然痘、発疹チフス、ラッサ熱、マラリア、回帰熱、黄熱、重症急性呼吸器症候群、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、コクシジオイデス症、デング熱、顎口虫症、ウエストナイル熱、リッサウイルス感染症、腎症候性出血熱、ハンタウイルス肺症候群、高病原性鳥インフルエンザ、ニパウイルス感染症、	①治療・入院関係費など ②入院または通院のための交通費 ③入院により必要となった国際通信費・身の回り品購入費(20万円を限度とします。ただし、身の回り品購入費については5万円限度)。 (注1)日本国内で治療を受けられたとき、自己負担額として被保険者が医療機関に直接支払う費用をお支払いします。 (注2)海外で治療を受けられたとき、自己負担額として被保険者が医療機関に直接支払う費用をお支払いします。 (注3)日本国内で治療を受けられ、健康保険、労災保険等から支払いがなされ、被保険者が直接支払わなくてもよい

	保険金額		保険金をお支払する場合	お支払する保険金
	本会員様	ご家族		
賠償責任保険金	1億円	5,000万円	海外旅行中に偶然な事故により、他人を死傷させたり、他人の財物(レンタル業者から被保険者が貸借した旅行用品を含みます)を壊したため、法律上の賠償責任を負わされた場合。なお、会員が所有・使用または管理している物の損害に関する損害賠償責任はお支払いできませんが、以下の場合はお支払いします。 (イ)ホテルの客室ならびに客室内の動産(セーフティーボックスのキーおよびルームキーを含む) (ロ)住居等居住施設内の部屋内の動産(ただし、被保険者の居住施設内を除く) (ハ)レンタル業者から契約者または被保険者が直接借用した	1回の事故につき賠償責任保険金額を限度として会員が負担することによって被った法律上の損害賠償金をお支払いします。 (注)賠償金額の決定には事前に三井住友海上火災保険株式会社の承認を必要とします。
携行品損害保険金	50万円	20万円	海外旅行中に、被保険者が所有し携行する身の回り品(カメラ、宝石、衣類など)が盗難、破損、火災などの偶然な事故により損害を受けた場合。 (注)現金、小切手、クレジットカード、コンタクト・レンズ、各種書類稿本、設計書、図案、帳簿その他これに準ずる物等は対象となりません。	携行品1個または1対について10万円を限度として時価額または修繕費のいずれか低い額をお支払いします。ただし、携行品保険金額をもって保険期間中1年間の支払いの限度とします。 鉄道・船舶の乗客船券、航空券、観光券および旅行券の損害については5万円、パスポートの損害については旅券の再取得費用または渡航書の取得費用として1回の事故について5万円を限度とします。 (注)1回の事故ごとに損害額のうち3,000円(免責金額)はご自身で負担していただきます。
救援者費用保険金	300万円	100万円	海外旅行中に ①偶然な事故により遭難(行方不明を含みます)された場合。 ②傷害により、事故の日から180日以内に死亡または7日以上継続して入院された場合。 ③病気により死亡された場合。 ④発病した病気がもとで旅行終了後、30日以内に死亡された場合。ただし旅行中に医師の治療を開始および継続して受けていた場合に限りです。 ⑤発病し医師の治療を受けて7日以上継続して入院された場合。	保険契約者、被保険者またはその法定相続人の方が支出した次の費用を救援者費用保険金額の範囲内でお支払いします。以下記載の現地とは、海外における事故発生時点または収容先を指します。 ①捜索救助費用 ②現地との国際航空運賃等交通費(救援者3名まで) ③現地および現地までの行程におけるホテル等宿泊施設の客室料(救援者3名まで、1名につき14日分まで) ④現地からの移送費用 ⑤渡航手続費および現地での諸雑費(20万円限度、入院治療に伴う諸雑費として傷害または疾病治療費用保険金が支払われるべき費用は除きます)。

【海外旅行傷害保険の事故受付・お問い合わせ先】

年中無休・24時間・日本語対応

楽天プレミアムカード保険デスク(三井住友海上火災保険)

海外からの事故受付・相談は

0120-711-818(フリーダイヤル)

81(国コード)-18-888-9871(コレクトコール)